

## 二本松市立東和中学校 「いじめ防止基本方針」

### I いじめ防止に関する基本的な方針

#### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

#### 2 基本認識

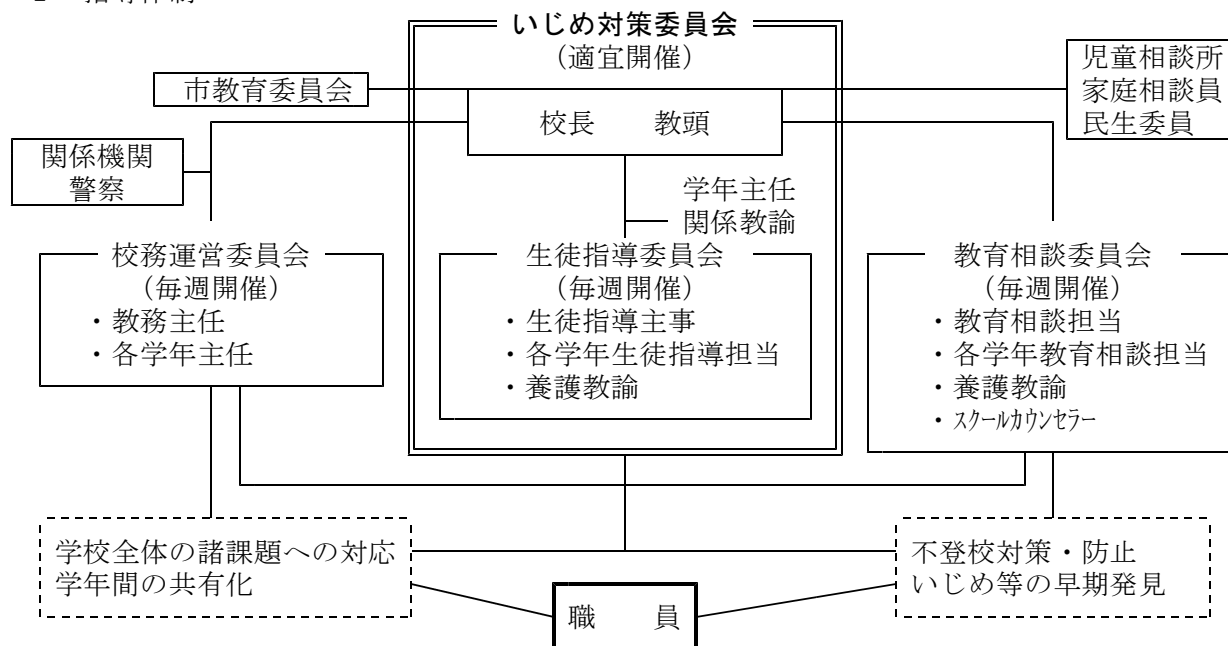
- いじめは、どの子どもにも起こりうるという認識を持つこと。
- いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること。
- いじめの根絶は、学校だけで完結するものでなく、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことが必要であること。

#### 3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### II いじめ防止等の組織

#### 1 指導体制



#### 2 いじめ対策委員会

- ① いじめの相談・通報の窓口
- ② 情報収集と記録、共有化及び事実関係の確認調査
- ③ 指導や支援体制及び対応方針の決定
- ④ 発生防止のための取り組みの推進

#### 3 連携

- ① 連絡・報告の徹底  
学年主任、生徒指導担当に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行い、必要に応じて全校体制を構築する。
- ② 組織的対応  
報告を受けた事象の状況に応じて管理職に報告し、全校体制をつくり、各部・各学年に指導・援助するとともに、必要に応じて外部機関との連携を行う。

### Ⅲ いじめ防止対策の基本となる事項

#### 1 いじめの未然防止

##### (1) 基本的な考え方

全ての子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。特別な生徒だけではなく、常に誰かがいじめの被害にあったり、加害に及んだりしている。いじめに気づいた場合に軽く見ることなく、速やかに対応することは大切であるが、まず、いじめに向かわせない「未然防止」が最も重要である。

##### (2) 未然防止のための取り組み

- ① 悪意を持ったいじめへと発展しないように、日常的なトラブルを減らす。
- ② 安心して学校生活を送ることができ、認めてもらっているという実感を持てるようにする。  
→ 学校や学級が安心・安全な場所になり（「居場所づくり」）、全ての生徒が活躍でき、認められる機会が提供される（「絆づくり」）をする。
- ③ 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ④ スクールカウンセラー等の積極的な活用を図る。
- ⑤ 教職員研修の充実、相談体制の整備を行う。

#### 2 いじめの早期発見

##### (1) 基本的な考え方

教師の目の届きにくい場所や時間帯に行われることが多い。子どもが発する救いを求めるサインを見逃さず、迅速かつ的確な指導をすることが大切である。

##### (2) 早期発見のための取り組み

- ① 生徒の声に耳を傾ける。（年5回のアンケート調査、個別面談の実施）
- ② 生徒の行動を注視する。（授業・休憩時間、日常生活）
- ③ 保護者との情報を共有する。（家庭訪問・電話等の定期的な連絡）
- ④ 校内の各種会議等での情報交換を積極的に行う。（学年会、生徒指導委員会、教育相談）
- ⑤ 携帯電話やスマートフォンなどの通信機器は、不必要であることを保護者へ呼びかける。

#### 3 いじめの対応

##### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、学年間や生徒指導部会等で速やかに情報共有し、今後の対応について「いじめ対策委員会」で検討する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携に努める。

##### (2) 発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、その後の生徒の指導や支援に配慮する。
- ② 相談や訴えがあった場合には、関係生徒から事情を聞き、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、協議する。
- ③ 「いじめ対策委員会」の方針の下、いじめの有無の確認を行い、加害・被害生徒及び保護者へ連絡する。必要に応じて、市教育委員会に報告する。
- ④ いじめられた生徒及び保護者への支援を行う。
- ⑤ いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者へよりよい成長へ向けた取り組み方針を伝え、協力を求める。
- ⑥ 全教職員で共通理解を図り、被害・加害生徒への支援体制の協力を得る。

##### (3) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ② 画像等がネット上へ広がった場合は、教育委員会へ報告・指示を受け、関係機関の協力を得る。

##### (4) 重大事態への対応

生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

【自殺を企図した場合 重大な障害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合】

- ① 直ちに教育委員会に報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を中核として対処し、再発防止も視点においた調査を実施する。その結果を委員会に報告する。
- ③ いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。